

別紙

諮詢第1754号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年〇月〇日に〇〇交差点を通過するデモ行進に係る警備計画書」の開示を求める本件開示請求に対し、警視総監が令和5年10月23日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、適正かつ妥当である。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和6年2月16日に審査会へ諮詢された。

審査会は、令和7年9月8日に実施機関から理由説明書を、同年10月8日に審査請求人から意見書を收受し、同年9月25日（第233回第三部会）から同年11月26日（第235回第三部会）まで、3回審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表に掲げる本件対象公文書1から5まで（以下、まとめて「本件対象公文書」という。）を特定し、「主催者の氏名」（以下「本件不開示情報1」という。）については条例7条2号に、「主催者の氏名以外の不開示とした部分」（以下「本件不開示情報2」という。）については同条4号に該当するとして、それぞれ不開示とする本件一部開示決定を行った。

イ 警備計画書の管理について

実施機関では、警備実施計画について、警視庁警備規程（昭和39年訓令甲第1号）71条により、「計画責任者は、平素から情勢判断を的確に行ない、関係機関との連絡を密にし、事案の発生が予想される場合は、すみやかに実施計画を策定するものとする。」と規定している。

また、実施機関は、各種警備実施通達等の警備計画書、警備部隊の配置が記されている資料等のうち、部外に漏えいすることにより警備に支障を来すと認められる文書について、当該文書の管理体制や管理手法等について具体的な方法を指定していると説明する。

ウ 本件一部開示決定の妥当性について

（ア）本件不開示情報1について

審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件不開示情報1は、集会主催者の氏名であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、不開示が妥当である。

（イ）本件不開示情報2について

審査請求人は、本件不開示情報2のうち、一部斜めに不開示とされた箇所があり、対象公文書によって不開示箇所に相違があることから、この斜めの不開示部分は条例7条2号及び同条4号の拡大解釈により不開示とされている旨、さらに、斜めの不開示部分以外についても同様に拡大解釈がされ、不開示とする必要がない部分まで不開示とされている旨を主張する。

実施機関は、本件不開示情報2は警備態勢や警備手法等、警備実施に係る情報であり、公にすると、テロ等不法行為を企図する者又は集団がこれに応じた措置を執ることで、警戒警備の実施に支障を及ぼすおそれがある旨を説明する。また、警備終了後であっても、テロ等不法行為を企図する者等が、過去の警備計画書等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等不法行為が容易となり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

次に、実施機関は、審査請求人が指摘する斜めの不開示部分について、部外に漏えいすることにより警備に支障を来すと認められる警備計画書等の管理体制等に係る情報（以下「管理体制情報」という。）であり、その文書の性質や正確性、信頼性を担保するものである旨を説明する。さらに、管理体制情報を模倣することで、あたかも実施機関が作成した警備計画書であると誤認させることが容易となり、その結果、テロ等不法行為を企図する者等が、誤った警備情報を真実であるかのように拡散した場合に、警戒警備の実施に重大な支障を来すおそれがあると説明する。

審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件不開示情報2は、警備実施に係る情報及び管理体制情報であった。

警備実施に係る情報は、警備方針、警備態勢、警備通信、関連部隊、警備措置の内容など、警備部隊の具体的な活動内容に関するものであり、同情報が公にされれば、テロ等不法行為を企図する者又は集団がこれに応じた措置を執ることで、警戒警備の実施に支障を及ぼすおそれがある旨、また、警備終了後であっても、テロ等不法行為を企図する者等が、過去の警備計画書等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等不法行為が容易となり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨の実施機関の説明は、いずれも首肯できるものである。

次に、管理体制情報は、確定した警備計画書等の管理体制等に係るものであり、部外に漏えいすることにより警備に支障を来すと実施機関が認める情報と一体不可分のものとして取り扱われる情報と認められ、同情報が公にされれば、これを模倣することで、あたかも実施機関が作成した警備計画書等であると誤認されることが容易となるとの実施機関の説明は首肯できるものである。また、管理体制

情報の表示は、警備実施に係る情報管理の厳格性、一体性を重視し、表示されているものであり、ことさら不必要な部分にまで及んでおらず、その表示方法に不合理な点は認められない。

よって、本件不開示情報2は、これを公にすると、警備態勢や警備手法、警備計画書等の管理体制等を明らかにすることとなるため、テロ等不法行為を企図する者等がこれに応じた措置を執ることで、警戒警備の実施に支障を及ぼすおそれがあり、警備終了後であっても、過去の警備計画書等を研究、分析することで、将来におけるテロ等不法行為が容易となると認められることから、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報であるといえ、管理体制情報を含め、条例7条4号に該当し、不開示が妥当である。

なお、条例1条の趣旨目的に鑑みれば、管理体制情報を公文書への表示の仕方について、公文書の作成段階から、同条の趣旨目的を考慮した適切な配慮が望まれる。

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ

別表

項番	本件対象公文書
1	報告（〇〇. 〇〇）第〇〇号（〇〇警察署、令和〇年〇月〇日）
2	報告（〇〇. 〇〇）第〇〇号（〇〇警察署、令和〇年〇月〇日）
3	隊長達乙（1機、備）第〇〇号（第一機動隊、令和〇年〇月〇日）
4	隊長達乙（4機、備）第〇〇号（第四機動隊、令和〇年〇月〇日）
5	報告（特車、備）第〇〇号（特科車両隊、令和〇年〇月〇日）